

石川県公報

令和5年9月26日

第13645号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 訓令 | | | |
|------------------------------------|---|--------------------------|---|
| ○石川県立中央病院放射線障害予防規程の一部改正 (医療対策課) | 1 | ○令和5年度砂利採取業務主任者試験公告（河川課） | 4 |
| ○県道の区域の変更 (道路整備課) | 1 | ○地域交通安全活動推進委員の委嘱 | 4 |
| ○県道の供用の開始 (同) | 2 | ○地域交通安全活動推進委員の辞職 | 5 |
| ○特定調達契約に係る入札公告 (医療対策課) | 2 | ○石川県選挙管理委員会告示第84号の公布公告 | 5 |

訓令

石川県訓令第10号

石川県立中央病院

石川県立中央病院放射線障害予防規程（平成元年石川県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月26日

石川県知事 馳 浩

第7条第1号中「訓令」の次に「及び石川県立中央病院放射線障害予防規程運用細則（以下「運用細則」という。）」を加える。

第18条中「保守し」を「保守を行い、測定の信頼性を確保し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 測定の信頼性を確保するための措置の具体的な実施計画、記録その他必要な事項は、運用細則で定める。

第19条に次の1項を加える。

6 第1項の測定は、運用細則に従い、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行つた放射線測定器を用いて行わなければならない。

第20条に次の1号を加える。

(2) 安全管理責任者は、個人被ばく線量の測定について、次に定めるところにより測定の信頼性を確保すること。

ア 業務従事者の外部被ばくによる線量の測定は、公益財団法人日本適合性認定協会によるISO/IEC17025（国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準をいう。）に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行うこと。

イ 一時立入者（外部被ばく線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのある者に限る。）の外部被ばくによる線量の測定は、運用細則に従い、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行つた放射線測定器を用いて行うこと。

第25条第1項中「震度4」を「金沢市に震度5強」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

告示

石川県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年9月26日から同年10月10日まで縦覧に供する。

令和5年9月26日

石川県知事 馳 浩

| 路線名 | 道路の区域 | | | 関係図面の縦覧場所 |
|--------|---|-----|--------------------|-------------------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) 延長(m) | |
| 小松山中線 | 小松市今江町一丁目227番地先から 小松市今江町七丁目217番1地先まで | 旧 | 6.90 ~ 9.20 172.6 | 南加賀土木 総合事務所 維持管理課 |
| | 小松市今江町一丁目227番地先から 小松市今江町七丁目217番1地先まで | 新 | 8.00 ~ 31.48 172.6 | |
| 小原土清水線 | 金沢市永安町76番1地先から 金沢市大桑町サ乙2番58地先まで | 旧 | 7.20 ~ 15.40 285.6 | 県央土木 総合事務所 維持管理課 |
| | 金沢市永安町76番1地先から 金沢市大桑町サ乙2番58地先まで | 新 | 9.80 ~ 17.70 285.6 | |

石川県告示第375号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和5年9月26日から同年10月10日まで縦覧に供する。

令和5年9月26日

石川県知事 馳 浩

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|---|-----------|-------------------------|
| 小松山中線 | 小松市今江町一丁目215番1地先から 小松市今江町七丁目206番地先まで | 令和5年9月26日 | 南加賀土木 総合事務所 維持管理課 |

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和5年9月26日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
内視鏡検査画像ファイリングシステム 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和6年3月29日
- (4) 納入場所
石川県立中央病院
- (5) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和5年石川県告示第140号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(7)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和5年10月13日(金)までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。
- (2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地
石川県立中央病院管理局用度課用度係 電話番号 076-231-7859
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和5年11月7日(火)午後1時30分(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
令和5年11月7日(火)午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 競争入札参加資格の申請書の配布場所及び提出場所
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Endoscopy Image Filing System 1set
- (2) Delivery date
By 29 March 2024
- (3) Delivery place
Ishikawa Prefectural Central Hospital
- (4) Time limit of tender
1:30 p.m 7 November 2023
- (5) Contact point for the notice
Supplies Division Ishikawa Prefectural
Central Hospital
2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530
Japan TEL 076-231-7859

令和5年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和5年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和5年9月26日

石川県知事 馳 浩

1 試験の日時

令和5年11月10日（金） 午前10時から正午まで

2 試験場

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎8階 801会議室

3 出願に関する書類の受付期間

令和5年10月2日（月）から同月27日（金）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

4 出願に関する書類の提出先

各石川県土木総合事務所維持管理課又は各石川県土木事務所維持管理課

5 その他

試験要領の請求その他詳細についての問合せ等は、石川県土木部河川課又は各石川県土木総合事務所維持管理課若しくは各石川県土木事務所維持管理課へすること。

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第117号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則

第7号) 第1条第2項の規定により告示する。

令和5年9月26日

石川 県 公 安 委 員 会

| 活動区域管轄警察署 | 氏 名 | 住 所 | 委嘱年月日 |
|-----------|---------|-------|-----------|
| 能 美 警 察 署 | 北 村 美智夫 | 能 美 市 | 令和5年9月12日 |

石川県公安委員会告示第118号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員に委嘱した次に掲げる者の辞職を承認した。

令和5年9月26日

石川 県 公 安 委 員 会

| 活動区域管轄警察署 | 氏 名 | 住 所 | 辞職年月日 |
|-----------|---------|-------|-----------|
| 能 美 警 察 署 | 寺 岡 勝 昭 | 能 美 市 | 令和5年9月12日 |

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第84号の公布公告

石川県選挙管理委員会組織運営規程(昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号)第21条の規定によりその例によることとされる石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和5年9月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第116条において準用する第91条第2項の規定に基づき、次の者に対して令和5年9月19日石川県知事馳浩解職請求代表者証明書を交付した。

令和5年9月19日

石川県選挙管理委員会

委員長 坂 井 美 紀 夫

| 住 所 | 氏 名 |
|--------|-------|
| 石川県金沢市 | 東 外喜夫 |

